

和歌山市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、令和元年6月5日付けで提出された「住民監査請求書」（以下「本件請求」という。）について、次のとおりであるので、公表する。

令和元年7月3日

和歌山市監査委員 森 田 昌 伸
同 上 柳 野 純 夫
同 上 芝 本 和 己
同 上 中 塚 隆

第1 監査の請求

本件請求の要旨は次のとおりである。

1 請求の対象となる執行機関又は職員

和歌山市長（以下「市長」という。）

2 請求の趣旨

和歌山市議会における会派である糸クラブが平成25年4月22日に調査費として支出した8,273円は違法不当であり、市長は同クラブに対し、当該金額の不当利得返還請求権があるにもかかわらず、その権利を行使することを怠っている。

3 請求の理由

和歌山市（以下「市」という。）が平成25年度に糸クラブに対し交付した政務活動費のうち、沖縄を行き先とする調査費として「ガソリン代」、「レンタカ一代」及び「駐車場代」の支出が見受けられた。

しかし、調査目的、効果、人員等具体的な疎明資料や宿泊施設及び航空券の領収書がないこと、移動に困難を伴わない場所にレンタカーを使用していること、ガソリン給油量に燃費を乗じると走行距離が116.8kmとなるが、行程が不明であることなどから、政務活動とは認められる内容ではない。

4 市に生じている損害

糸クラブが不当に利得した8,273円

5 求める必要な措置

監査委員は市長に対し、糸クラブが不当に利得した政務活動費について返還を求める措置を講ずること。

第2 当監査委員の判断

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利のうち、公法上の原因に基づいて発生する債権については、他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行使しないときは、時効により消滅するものと法第236条第1項に規定されている。

政務活動費は、法及び和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第5号）において定められた交付金であり、その目的や内容等に照らすと、公法上の原因に基づくものであるということができ、このような公法上の原因に基づいて交付された金員

の返還を内容とする不当利得返還請求権は、公法上の債権であるというべきことから、その消滅時効期間は5年であると解するのが相当である。

また、不当利得返還請求権は、発生と同時に権利行使することが可能となるというべきであることから、市長が不当利得返還請求権行使できるのは、その発生日である和歌山市議会における会派が政務活動費を支出した日からとなり、その日から消滅時効が進行するというべきである。

これを本件請求に係る不当利得返還請求権についてみると、辯クラブが政務活動費を支出したのは平成25年4月22日であることから、5年が経過した同30年4月22日の満了をもって、時効により消滅したと解するのが相当である。

よって、本件請求は、法第242条に定める要件を満たさない不適法な請求であると認め、これを却下する。